

就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。この町では、お子さまの保護者で、就学援助の要件に該当する方に対して、就学に必要な費用の一部を援助しています。

1. 援助の内容

※下記の金額は予定額ですので、変更になる場合があります。

支給費目	支給	内容(予定)	支給時期(予定)
学用品費	定額	小学生 年額 11,520 円 中学生 年額 22,510 円	前期分 6 月末 後期分 10 月末 ※年額の半額ずつ支給
通学用品費	定額	第 1 学年は対象外 小学生 年額 2,250 円 中学生 年額 2,250 円	前期分 6 月末 後期分 10 月末 ※年額の半額ずつ支給
新入学学用品費	定額	第 1 学年のみ対象 ただし、入学前に支給を受けた場合は、対象外 小学 1 年生 50,600 円 中学 1 年生 57,400 円	6 月末
校外活動費 (泊無)	実費	小学生 限度額 1,580 円 中学生 限度額 2,290 円	学校から実績報告があつた後、随時
校外活動費 (泊有)	実費	小学生 限度額 3,650 円 中学生 限度額 6,150 円	学校から実績報告があつた後、随時
修学旅行費	実費		
学校給食費	実費		
医療費	実費	生活保護受給者のみ対象 学校病(むし歯・慢性副鼻腔炎・ 中耳炎・寄生虫病など)の実費	

※生活保護受給者は、修学旅行費・医療費のみ援助があります。

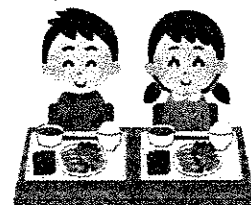
※修学旅行費は、学校から実績報告があつた後随時支払いますが、
支払い方法は学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。

※学校給食費は、教育委員会から町へ直接支払います。

申請された方につきましては、認定が決定するまで給食費の引落しはしません。

審査後、却下となった方につきましては、納付書(5 月引落分)を送付しますので、そちらでお支払ください。

※医療費は、教育委員会から医療機関へ直接支払います。



2. 援助の対象となる方

別紙「就学援助制度の対象になる方」をご覧ください。

3. 申請方法

※毎年度申請が必要です。

申請書は学校にありますので、申請される方は通学している学校に申し出て、決められた期限までに申請書を学校に提出してください。(お子さま1人につき1部提出してください。)

申請は、世帯の状況が変わる度に必要です。認定になった後でも、世帯の状況が変わった場合にはあらためて申請する必要があります。

世帯の中に令和2年1月1日時点で町外に住民票があった方については「令和元年分の所得(課税)証明書」が必要です。※令和元年分の所得(課税)証明書は各自治体において発行可能となるのが6月以降ですので、先に申請書を期限までに学校に提出してください。所得(課税)証明書の提出期限につきましては、追って該当者に連絡します。

4. 審査結果・支払いについて

審査の結果は、6月下旬頃(予定)に申請者あてにお知らせします。

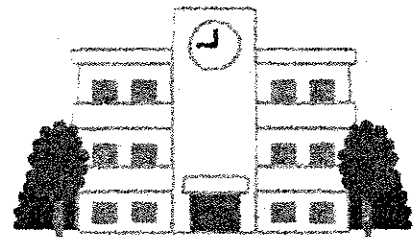
認定後の支払いについて、支払通知書は送付しませんので通帳でご確認をお願いします。

年度途中で町外へ転出した場合は、転出した月までが支給の該当となります(月割)。転出月以降の支給をすでに受けている場合は返金をさせていただきます。

5. お問い合わせ先

お子さまが通学している学校 もしくは

いの町教育委員会事務局 学校教育係 TEL:088-893-1922



就学援助制度の対象になる方

以下の条件(1)、(2)に該当する方が対象となります。

- (1) いの町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) いの町の就学援助の認定基準のうち、いずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受けている世帯の方
 - ② 前年度または今年度に、町民税の非課税または減免を受けた世帯の方
 - ③ 世帯の所得額(令和元年分)の合計が生活保護基準の1.3倍未満の世帯の方

【所得額の目安】

母(30代)・子(小学生)	約162万円以下
父(30代)・母(30代)・子(小学生)	約222万円以下
父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)	約294万円以下
父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)・子(小学生)	約337万円以下

・あくまでも目安です。世帯状況(家族構成や年齢)によって異なります。

・所得額は、合計所得金額から社会保険料・生命保険料・地震保険料を控除したものです

・借入状況(住宅ローン等)については、審査の対象外です。

・同じ住所にお住まいの方の所得は、原則、全員分合算します。

住民票上の世帯が別であっても、同じ住所の方は生計が同じであるとみなしますので、必ず申請書に記載してください。

ただし、表1の世帯の状況に当てはまり、生計を別にしてしていると申し立てをする場合は、その証明となるもの(表1の添付書類)を提出してください。

・所得確認のため、令和元年分所得未申告の方は、申告を済ませてください。

・申請内容と実態が異なる疑いがある場合は、調査をさせていただく場合があります。

表1 世帯が別であると判断する場合と証明のための添付書類一覧

	世帯の状況	添付書類
1	二世帯住宅、または同じ住所であるが、敷地内の別棟の建物に住んでいる。	二世帯住宅または別棟住宅の証明できるもの。
2	同じ建物に住んでいるが、電気や水道メーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている。	別々に請求されていることが分かる請求書 など
3	その他(長期入院中など)	本人の収入から入院費などが支出されていることが確認できる書類 など